

農家負担金軽減支援対策事業の

概要

全国水土里ネット

農家負担金軽減支援対策事業

1. 土地改良負担金償還平準化事業(利子補給)
2. 特別型国営事業計画償還助成事業(利子助成)
3. 担い手育成支援事業(利子助成)
4. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業(無利子貸付)
5. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業(利子助成)
6. 経営安定対策基盤整備緊急支援事業(利子助成)
7. 農地有効利用推進支援事業(利子助成)

1. 土地改良負担金償還平準化事業

利子補給

認定期間：平成2年度
から平成16年度まで

事業実施期間：平成2年度
から令和23年度まで

新規採択 なし

●事業内容：

土地改良事業負担金を円滑に償還するため、年償還金の一部を繰り延べるために借り入れた資金に対し、利子補給を行い、年償還金を平準化することにより、円滑な償還が図れるようとする。

平準化目標額（年償還金がピーク時年償還金の70%（H14年度制度拡充により60%））を超える期間を限度として、その超える部分を融資機関から資金を借り入れ、その借り入れ利率が無利子となるように利子補給を行う。

●採択要件：

平成5年度までに採択された土地改良事業であって、次の要件を満足する地区

◇次のいずれかに該当する地区

①転作率30%以上

②自由化関連作物作付け率1／3以上

※自由化関連作物：米、麦、かんきつ、トマト、豆類、飼料作物等

③10a当たり事業費が3倍以上増加

④その他知事が必要と認める地区

◇ピーク時年償還額が次のいずれかに該当する地区

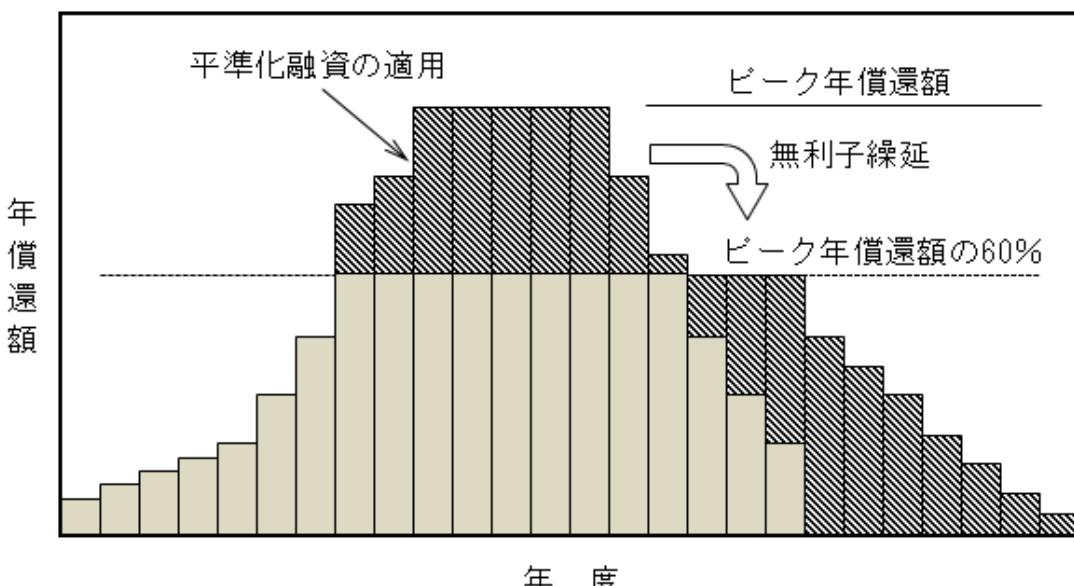
①10a当たり1万円以上（自由化関連作物以外の地区は3万円以上）

②戸当たり20万円以上

③その他知事が必要と認める地区

●対象となる負担金：

- ・国営土地改良事業の受益者負担金
- ・独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ・独立行政法人緑資源機構事業の受益者負担金
- ・その他土地改良事業に要する経費に充てるための借り入れに係る償還金



2. 特別型国営事業計画償還助成事業

利子助成

認定期間：平成2年度
から平成19年度まで

事業実施期間：平成2年度
から令和5年度まで

新規採択 なし

●事業内容：

国営土地改良事業等の地元負担分について、財投からの借入金により事業を行っている地区で、負担金の償還が困難となっている土地改良区等を対象に、農家負担の軽減と計画的償還の一層の推進を図る。

現在、償還を行っている特別型国営事業、水資源機構営事業地区において、償還利息の一部を助成することとし、次に掲げる中からあらかじめ選択する。

- ①土地改良法施行令第52条の2第2項の規定に基づき農林水産大臣が定めた利率（「償還利率」という）による各年度の償還金から、利率を4%とした場合の各年度の償還金を控除した額以内
- ②償還利率による各年度の償還金から、利率を農林漁業金融公庫が定める農業基盤整備資金の一般補助事業（国、都道府県及び独立行政法人水資源機構以外の者が行う事業をいう。）の貸付利率を基に算出した利率とした場合の各年度の償還金を控除した額

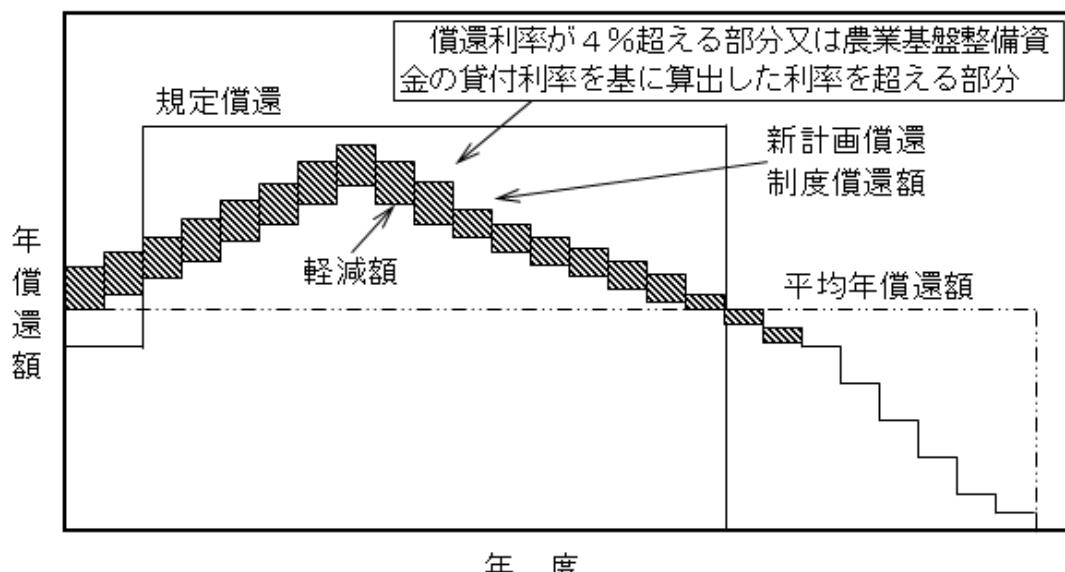
※②を選択した場合には、選択した年度以降に助成の方法を変更することは認められない。

●採択要件：

特別型国営土地改良事業地区、独立行政法人水資源機構事業地区で「新計画償還制度」（「国営土地改良事業負担金計画償還措置実施要領」等に基づき、元利金等年賦支払い以外の方法により償還を行う制度）の適用要件を満たしている地区

●対象となる負担金：

- ・特別型国営土地改良事業の地元負担金
- ・独立法人水資源機構事業の地元負担金



3. 担い手育成支援事業

利子助成

認定期間：平成7年度
から平成12年度まで

事業実施期間：平成7年度
から令和8年度まで

新規採択 なし

●事業内容：

土地改良事業の償還金のある地区で、農家の合意に基づき、担い手への農用地利用集積を積極的に取り組む地区について、年償還金の軽減を図り、農用地の効率的利用を促進する。

年償還金がピーク時年償還額の70%を超える期間を限度として、助成限度利息2.0%（平成12年度拡充以前は3.5%）を上回る利子相当額を助成する。ただし、担い手への農用地利用集積の要件を達成するまでは、助成限度利息を上回る利子相当額の1/2を助成。

さらに、水田を中心とした土地利用の高度化に積極的に取り組む地区について、一定の要件を満たす場合、利子助成の加算（1%相当）を行う。

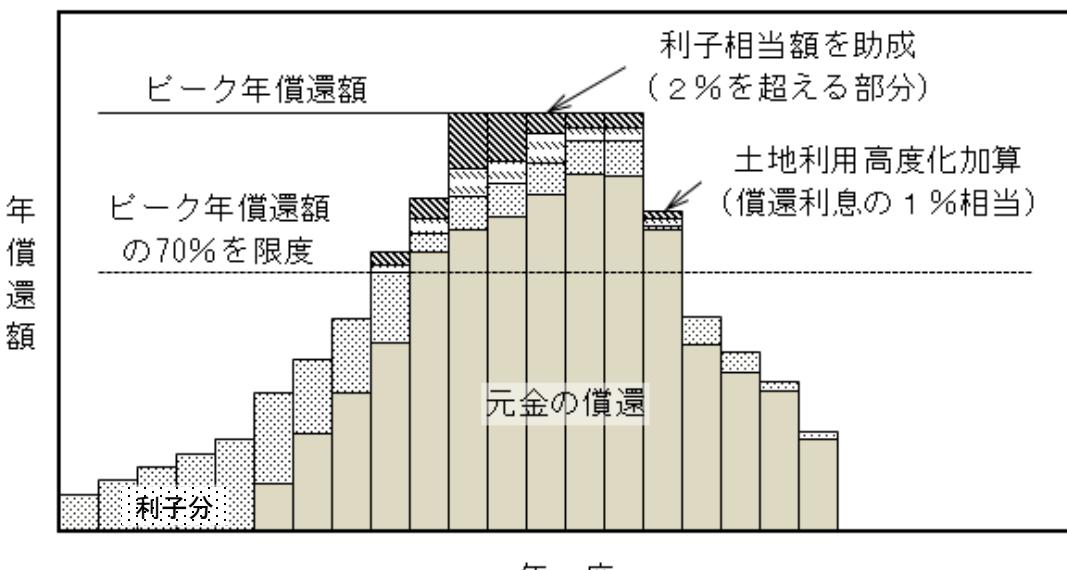
●採択要件：

平成5年度までに採択された土地改良事業であって、次の要件を満足する地区

- ・事業認定後5年以内に、担い手の経営面積が3割以上増加（ただし、一定の条件を満たす場合は2割以上増加）
※担い手：認定農業者または将来的に3ha以上経営規模を目指す農業者、生産法人、一定の作業規模を有する生産組織
- ・ピーク時年償還額が次のいずれかに該当する地区
 - ①10a当たり1万円以上（自由化関連作物以外の地区は3万円以上）
※自由化関連作物：米、麦、かんきつ、トマト、豆類、飼料作物等
 - ②戸当たり20万円以上
 - ③その他知事が必要と認める地区

●対象となる負担金：

- ・国営土地改良事業の受益者負担金
- ・独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- ・独立行政法人緑資源機構事業の受益者負担金
- ・その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金



4. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

無利子貸付

認定期間：平成19年度
から令和7年度まで

事業実施期間：
平成19年度から

新規採択 あり

●事業内容：

水田・畑作経営所得安定対策の導入など、力強い農業構造の実現を支援するため、担い手への農用地の利用集積率の増加、及び高収益作物の生産額の増加が見込まれる地区に対して、対象事業地区に係る農家負担金の5／6に相当する額を限度に無利子融資を行う。

●採択要件：

次の（1）又は（2）のいずれかが確実と見込まれること。

（1）平成6年度以降採択の土地改良事業等（国営事業等の場合には、平成19年度以降償還開始地区を含む）であって、経営所得安定対策等支援計画で定める目標年度までに、担い手農地利用集積率が一定の割合で増加すること。

	採択時	目標
(1) ※	80%未満	10ポイント以上増加
(2)	80～90%未満	5ポイント以上増加
(3)	90～95%未満	95%以上
(4)	95%以上	シェア増加
(5)	100%	維持

※①目標集積率60%未満は採択しない。

②目標集積率8割以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りでない。

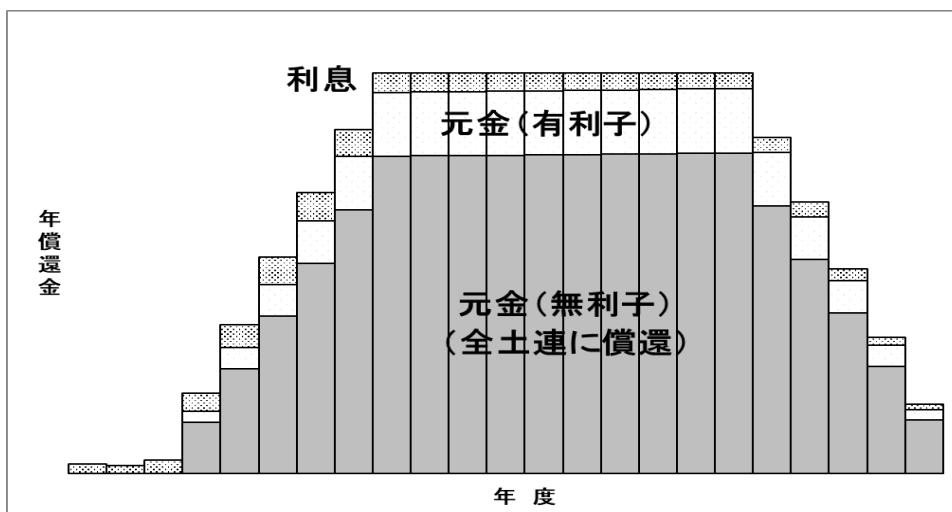
③受益面積3,000ha以上の地区で目標年度における集積率50%以上、かつ、5ポイント以上増加の場合は上記の限りでない。

（2）高収益作物の生産額がおおむね20%以上増加すること。

高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物。

●対象となる負担金：

- （1）国営土地改良事業の受益者負担金
- （2）独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- （3）国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- （4）土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- （5）その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金



5. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

利子助成

認定期間：平成19年度
から令和7年度まで

事業実施期間：平成19年度
から令和9年度まで

新規採択 あり

●事業内容：

一定規模以上被災した農地あるいは土地改良施設等が以下の災害復旧事業の適用を受けた場合は、その受益地に係る土地改良事業等の負担金の償還利息相当分を土地改良区等に助成する。
但し、被災年を含めた3年間を上限とする。

●採択要件：

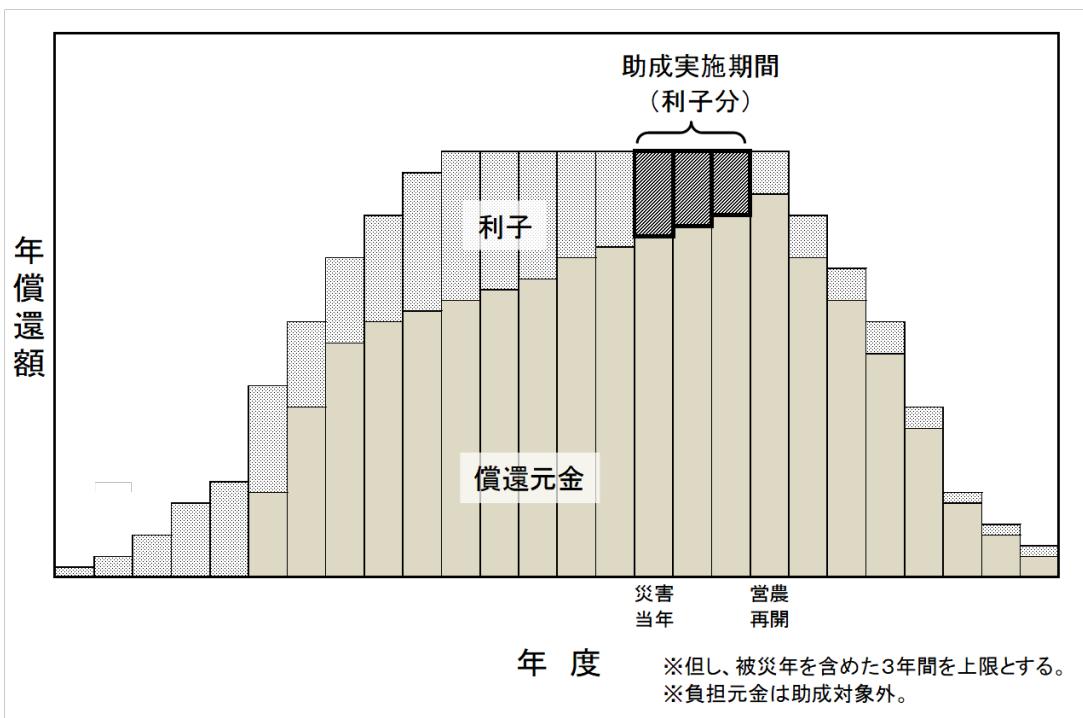
被災した農用地又は土地改良施設等の復旧が次のいずれかの適用を受けていること。なお、災害関連事業は対象とならない。

《対象となる災害復旧事業》

- (1) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (2) 土地改良法第87条の4又は5
- (3) 海岸法（昭和31年法律第101号）第5条又は第6条
- (4) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条又は第10条
- (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第3号
- (6) 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第9号（土地改良施設に限る。）及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第6号

●対象となる負担金：

- (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
- (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- (3) 国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- (5) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金



6. 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

利子助成

認定期間：平成21年度
から平成27年度まで

事業実施期間：平成21年度
から令和7年度まで

新規採択 なし

●事業内容：

扱い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域において、土地改良事業等の受益者負担金償還支授を充実することにより、国内農業の体質強化を図り、もって食料供給力の確保に資する。

平成21年～令和7年度の期間において、各年度の事業地区における対象事業の受益者負担金又は償還金に係る償還利息相当額を土地改良区等に助成金として交付。

助成額は、事業地域における対象事業の受益者負担金又は償還金のうち土地改良負担金総合償還対策事業による利子助成額その他負担金の償還に係る助成額を差し引いた残償還金が限度、ただし、合算総償還金の全体利子相当額の6分の5を超えることはできない。

●採択要件：

- (1) 経営所得安定対策加入者などの扱い手への集積要件について以下のいずれかに該当すること
緊急支援計画に定める目標年度までに
 - ①扱い手農地集積率が一定の割合で増加することが確実と見込まれること
 - ②扱い手農地集約化率が一定の割合で増加することが確実と見込まれること
 - ③扱い手者数の割合が目標年度までに15%以上増加すること
 - ④耕地利用率が一定の割合で増加することが確実と見込まれること

①扱い手農地集積率

事業採択時	目標
10%未満	15%以上
10～25%未満	5ポイント以上増加
25～27.5%未満	30%以上
27.5～45%未満	2.5ポイント以上増加
45～47.5%未満	47.5%以上
47.5%以上	シェア引き上げ
100%	100%を維持

②扱い手農地集約化率

事業採択時	目標
6.5%未満	10%以上
6.5～17.5%未満	3.5ポイント以上増加
17.5～19.2%未満	21%以上
19.2～31.5%未満	1.8ポイント以上増加
31.5～33.3%未満	33.3%以上
33.3%以上	シェア引き上げ
100%	100%を維持

④耕地利用率

事業採択時	目標
90%未満	2ポイント以上増加
90～92%未満	92%以上
92～100%未満	率引き上げ
100%以上	100%以上を維持

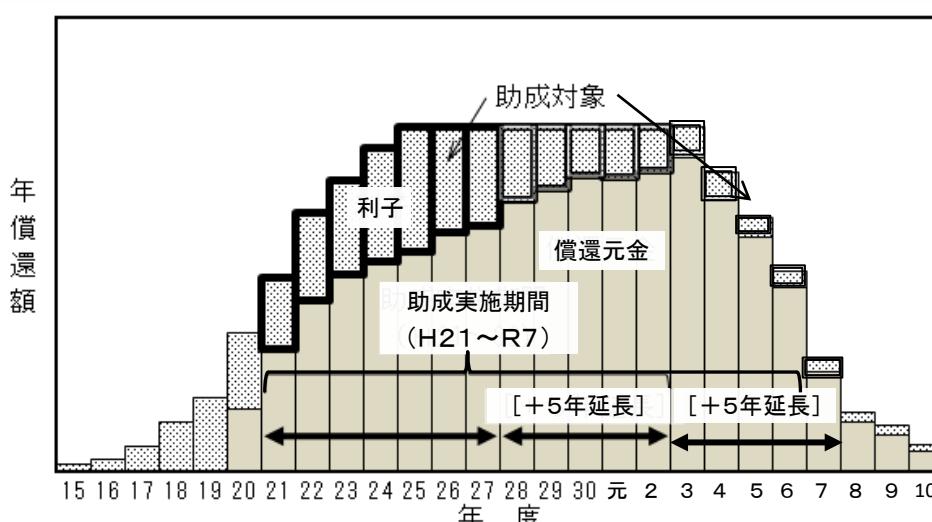
(2) 農家負担の要件について、以下のいずれかに該当すること

- ①当該地域の土地改良事業等の農家負担率が一定の割合以上であること
- ②当該地域の土地改良事業等の受益者負担金の合算年償還額が、87,000円／10a以上
若しくは、1,470,000円／戸以上

(3) 当該地域において、人・農地プランを作成していること又は作成することが確実と見込まれること

●対象となる負担金：

- (1) 国営土地改良事業の受益者負担金
- (2) 独立行政法人水資源機構事業の受益者負担金
- (3) 国立研究開発法人森林総合研究所事業の受益者負担金
- (4) 土地改良法に基づき国の補助を受ける事業として実施された土地改良事業の受益者負担金
- (5) その他土地改良事業に要する経費に充てるための借入れに係る償還金



7. 農地有効利用推進支援事業

利子助成

認定期間：平成30年度
から

事業実施期間：平成30年度
から

新規採択 あり

●事業内容：

農地耕作条件改善事業を実施する地区で、担い手への農用地利用集積がおおむね8割以上となる地区に対して、農家負担金の償還利子相当額の5／6を限度とした助成（事業費助成型）及び農地の出し手に対する賃料の一括前払に必要な借入資金に係る償還利子相当額の助成（一括前払助成型）を行う。

●採択要件：

本事業の対象となる地区は以下のとおり。

◇助成対象地区

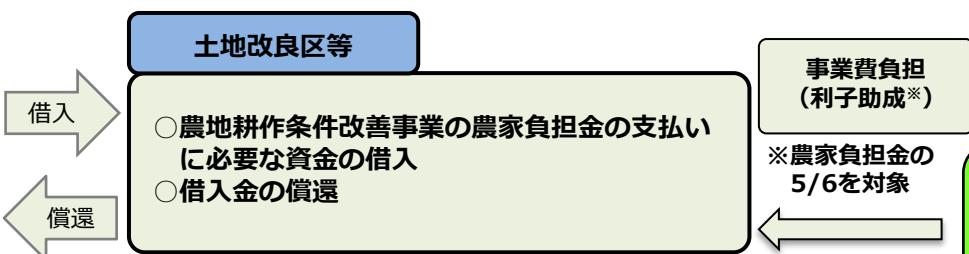
農地耕作条件改善事業を実施している地区で、担い手への農地利用集積が目標年度（原則、対象事業完了予定年度の3年後までのいずれかの年度）において、事業実施地域内農用地のおおむね8割以上となる地区

●対象となる負担金：

農地耕作条件改善事業の受益者負担金

<支援イメージ>

【事業費助成型】

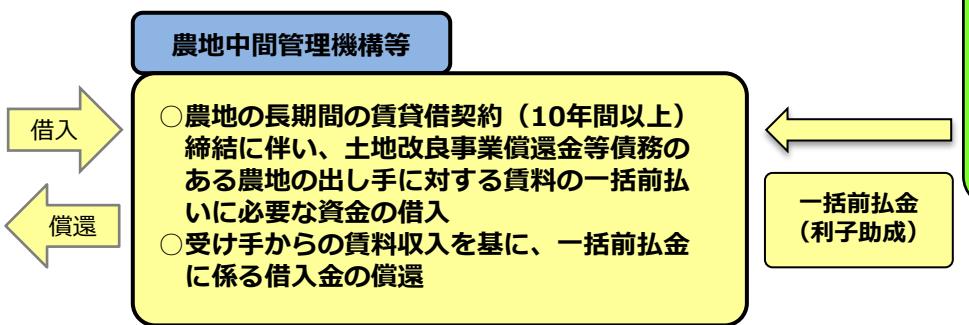


金融機関
(融資)

事業費負担
(利子助成※)
※農家負担金の
5/6を対象

実施主体
(土地連)

【一括前払助成型】





<お問い合わせ先>

全国水土里ネット管理システム研究部

〒102-0093

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館4階

TEL 03-3234-5612 / FAX 03-3234-5670

<http://www.inakajin.or.jp>